

○財務省告示第三百一十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十九年十一月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四十八回）  
二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に  
関する法律（平成二十四年法律  
第三百一号）第三条第一項並びに  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項、第四十七条第一項及  
び第六十二条第一項  
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し

価格を募入額により加重平均し

五

方募

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

て得られる価格をその発行（以下「非  
と競争入札発行」という。）及び  
格競争入札と同時に行われる  
札であつて、財務大臣が各  
市場特別参加者ごとに発行（以  
額を定めるものによる発行）  
下「国債市場特別参加者・第 I  
非価格競争入札発行」という。）

ロ

非 競 争  
札 発 行  
入

各申込みのうちの応募額を順次割  
り当てる。応募額を案分により  
各申込みの応募額を案分により  
割り当てて、各  
国債市場特別参加者ごとの  
募集限度額の範囲内において各  
申込みの応募額を割り当てる。

ハ

特 別 参 加  
者 第 I  
非 競 争  
入 札 発 行  
争 入 札 発 行  
争 額

特例に基き、法律第三十一項の  
確保を図るため、公債の発行の  
うち、金額で一兆九千二百億  
円

六

イ

発

入 価 行  
札 格 行  
発 競 争  
行 争 額

債の規定に基づき、発行した利付  
の規に基き、法律第四十項計  
に、千五百六十、九、十  
億、千五百六十、九、十  
債に基き、発行した利付  
の規に基き、法律第三十一項  
の特例に基き、法律第三十一項  
の確保を図るため、公債の発行  
のうち、金額で一兆九千二百億  
円

九	八	七																		
		ハ					ロ													
振替単位	最	争	非	者	特	国	札	非	入	価	払	争	非	者	特	国	札	非	入	価
	額	入	格	第	参	債	発	競	札	格	込	入	格	第	参	債	発	競	札	格
替	額	札	競	I	加	場	入	行	争	金	行	札	競	I	加	場	行	入	行	争
法	面	発	競							額										
の	金	登																		
規	金																			
定																				
に																				
よ																				
る																				
振																				
替																				
口																				
座																				
簿																				
	五				万	三	四	六	一			で	た	条	特	で	た	条	特	十
	万				円	千	億	十	兆			三	利	第	別	四	利	第	万	面
	円					七	九	三	九			千	付	一	会	億	付	一	円	金
						百	千	万	千			七	国	項	計	九	国	項	で	額
						九	七	円	二			百	債	の	に	千	債	の	三	付
						十	百		百			九	に	規	関	六	に	規	百	国
						八	九		四			十	つ	定	す	百	つ	定	九	債
						億	万		十			億	い	に	る	万	い	に	十	の
						三	千		一			、	て	基	法	円	、	基	万	一
						千	二		億			額	、	づ	律	、	づ	律	兆	付
						三	百		五			面	き	き	第	額	き	第	八	利
						百	円		千			金	発	発	四	面	発	四	千	国
						八			八			額	行	行	十	金	行	十	に	債
						十			百			し	七	七	額	し	七	七	つ	に
												額	し	額	し	額	し	額	い	規
												額	し	額	し	額	し	額	て	定
												額	し	額	し	額	し	額	基	同

十 十  
一 発

入 価 発 行 行  
札 格 行 行  
競 争 格 日  
非 札 競 争 入 行 争 格  
額 上 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 七 銭  
以 上 の 所 ぞ れ の 応 募 価 格  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 十 二

十 十  
三 二

利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発 行 行  
過 行 争 非 者 特 国 債 行 及  
払 込 入 札 入 札 格 第 参 市 及  
み 子 率 札 格 第 参 市 及

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金  
額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
す る 。  
平 成 二 十 九 年 十 月 五 日  
年 ○ ・ 一 パ ー セ ン ト  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、  
払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に よ  
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規  
定 す る 期 日 に 払 込 む も の と す  
る 。  
$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 15}{100 \times 365}$$

十 四  
初 期 利 子

平 成 三 十 年 三 月 二 十 日 を 支 払 期  
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以 下 、  
次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の第二期利子以

平成二十九年十月五日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額百円につき百円 平成三十九年九月二十日 利子を払う。 六月間に属する て、その日以前 各支払期におい を支払う。 及び九月二十日 毎年三月二十日 及び九月二十日